

狩猟税の特例(令和6年3月31日まで)



対象鳥獣捕獲員	認定鳥獣捕獲等事業者の従事者	有害鳥獣許可捕獲等を行った者
レジャーのほか、有害鳥獣捕獲等に従事		
イノシシ、シカ等		
<p>課税免除</p> <p>※ 対象鳥獣捕獲員:市町村に設置された「鳥獣被害対策実施隊」の隊員で、主として鳥獣の捕獲等に従事する者</p>	<p>課税免除</p> <p>※ 認定鳥獣捕獲等事業者:国が定める一定の基準に適合しているとして都道府県知事の認定を受けた法人</p>	<p>全ての区分で2分の1</p> <p>※ 狩猟者登録の申請日前1年以内に、鳥獣の管理の目的で、鳥獣保護管理法に基づく許可捕獲等を行った者</p>